公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公告します。

2026 年 10 月 21 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．公告件名：中東地域におけるエネルギー輸送レジリエンスへの対応策に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

２．競争に付する事項：入札説明書第１章１．のとおり

３．競争参加資格：入札説明書第１章３．のとおり

４．契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第１章２．及び６．のとおり

６．開札日時及び場所：
入札説明書第１章９．のとおり

７．その他：入札説明書のとおり

入札説明書
【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型 ）】

業務名称：中東地域におけるエネルギー輸送レジリエンスへの対応策に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00805

【内容構成】

第１章　入札の手続き
第２章　特記仕様書
第３章　技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 10 月 21 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第１章　入札の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：中東地域におけるエネルギー輸送レジリエンスへの対応策に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）[1]

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 12 月から 2027 年 2 月

諸般の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

※ 本調査では、現地への渡航を想定していません。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

中東・欧州部　中東第二課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 10 月 27 日　まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 10 月 28 日　12 時まで
3	質問への回答	2026 年 11 月 2 日　まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出	2026 年 11 月 9 日　12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 11 月 20 日　11 時
7	技術評価説明の申込（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先：https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての

社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．　資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第３章　技術提案書作成要領」に記載の配付資料

５．入札説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２.（３）日程参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/QP2jW3Rdsg

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

１）上記２.（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

２）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（３）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の２営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

６．入札書・技術提案書の提出

（１）提出期限：上記２.（３）日程参照

（２）提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

（３）提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください（ https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）
ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（ＰＤＦ）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

２）入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２.（３）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

３）別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「26a00805_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の２営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記２．選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

８．入札書

（１）入札価格の評価は、「第２章　特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税１０％が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

（２）競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

（３）競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

（４）入札保証金は免除します。

（５）入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

１）競争に参加する資格を有しない者のした入札

２）入札書の提出期限後に到着した入札

３）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

４）明らかに連合によると認められる入札

５）同一競争参加者による複数の入札

６）条件が付されている入札

７）定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

８）その他入札に関する条件に違反した入札

９．入札執行の日時、手順等

（1）日時：上記2.（3）日程参照

（2）入札会の手順

1）開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2）再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。[2]

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10．落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、**配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。**

（2）技術評価の方法

「第3章　技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点

[2] この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

（３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：(最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N)：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

１）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１１．契約書作成及び締結

（１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。

（２）速やかに契約書を作成し締結します。

（３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

１２．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙２の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 調査の背景・経緯

中東地域は、世界有数の石油供給地域であり、世界のエネルギー市場及び各国のエネルギー安全保障において極めて重要な役割を担っている。一方で、同地域から輸出される石油の多くはホルムズ海峡を通過しており、同海峡は世界のエネルギー輸送における最重要チョークポイントの一つとなっている。近年は、中東地域を取り巻く政治情勢の不安定化や地政学的リスクの高まりを背景として、2026 年 4 月にはホルムズ海峡における輸送制約により原油輸出が停滞し、貯蔵設備の容量制約から中東地域の主要産油国において日量約 1,050 万バレルの生産抑制が発生したと推計される[3]など、エネルギーの安定供給に対する懸念が一層高まっている。加えて、近年の紅海・スエズ運河ルートをめぐる安全保障上の懸念や、ロシア・ウクライナ情勢を背景とした欧州のエネルギー供給構造の変化により、エネルギー輸送ネットワークの多重化及び代替輸送回廊の確保の重要性が高まっている。

特にイラクは、世界有数の産油国であり、OPEC 加盟国の中でも主要な原油輸出国の一つであるが、その輸出の大半がホルムズ海峡に依存している[4]ことから、同海峡における危機の影響を受けやすい主要国の一つである。2025 年の原油輸出量は年間約 12.4 億バレル、日量平均約 345 万バレルに達しており[5]、その大部分はバスラ港を中心とするペルシャ湾岸の輸出ターミナルを経由して出荷されている。また、輸出原油の約 7 割は、中国及びインドを中心とするアジア市場向けであり[6]、欧州及び米国にも一定量が輸出されている。

イラクの原油輸出の大半はホルムズ海峡を経由して国際市場へ供給されているため、同海峡における航行障害や地域情勢の悪化は、イラク経済のみならず、世界のエ

[3] U.S. Energy Information Administration (EIA), *Short-Term Energy Outlook*, May 2026.
[4] U.S. Energy Information Administration (EIA), *Country Analysis Brief: Iraq*; OPEC Annual Statistical Bulletin.
[5] State Organization for Marketing of Oil (SOMO), Iraq. Available at: https://somooil.gov.iq/
[6] U.S. Energy Information Administration (EIA), Iraq Exports of Crude Oil and Petroleum Products by Destination

ネルギー市場にも深刻な影響を及ぼす可能性がある。このため、輸出ルートの多様化や輸送インフラの強靭化は、イラクをはじめとする中東諸国に共通する重要な政策課題となっている。現在、イラクでは、トルコ、ヨルダン及びシリア方面への代替輸出ルート構想や既存パイプラインの再活用・拡張に関する検討が進められており、ホルムズ海峡への依存低減に向けた取組への関心が高まっている。

こうした状況を踏まえ、中東諸国では、ホルムズ海峡への依存度低減を目的として、代替輸送ルートの確保、石油パイプラインの整備・拡張・港湾及び輸出ターミナル機能の強化等の取組が進められている。また、国際機関、米国、ＥＵ及び湾岸諸国等においても、エネルギー供給網の強靭化及びエネルギー安全保障の向上に向けた政策立案や投資が進められている。米国はシリア地中海沿岸への輸送回廊構想を後押ししており、湾岸諸国においてもホルムズ海峡を経由しない輸送インフラの整備が進行している。

我が国は原油輸入の大部分を中東地域に依存しており、中東地域におけるエネルギー輸送の安定性確保は、我が国のエネルギー安全保障上の重要課題である。しかしながら、中東地域におけるエネルギー輸送レジリエンスの実態、代替輸送インフラの整備状況及び各国の政策動向について体系的に整理された情報は十分とは言えない。また、近年はトルコを結節点とした中東・欧州間のエネルギー回廊や、カスピ海を経由して中央アジアと欧州を結ぶ輸送回廊への関心も高まっており、中東地域を取り巻く広域的なエネルギー輸送ネットワークの動向を把握する重要性が増している。

本調査では、既存文献、公開統計及び各種報告書等を活用した机上調査に加え、関係機関等へのヒアリングを実施し、中東地域におけるエネルギー輸送及び供給構造の現状、ホルムズ海峡依存リスク、代替輸送ルート及び関連インフラの整備状況、各国及び関係機関の取組等を整理する。さらに、調査結果を踏まえ、石油を含むエネルギー輸送レジリエンス上のボトルネック及び優先課題を分析し、今後の協力可能性並びに将来的な詳細調査及び協力案件の形成・実施に資する基礎情報を取りまとめることを目的とする。

第２条 調査の目的と範囲

本調査は、文献調査及び関係者へのヒアリングを通じて、中東地域におけるエネルギー輸送レジリエンスの現状及び課題を整理し、ホルムズ海峡依存リスクへの対応策、代替輸送ルート及び関連インフラ整備の動向を分析するとともに、今後の JICA による協力可能性を含む各種協力可能性並びに追加的な調査・検討の方向性を整理することを目的とする。

調査対象地域は、イラク、シリア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、カタール、オマーン、クウェート、ヨルダン、レバノン及びトルコ等の中東諸国とする。

なお、中東地域におけるエネルギー輸送ルート及び関連インフラの形成・運用には、周辺国との関係に加え、米国、中国、EU 加盟国その他の主要国の外交・安全保障政策及び投資動向が大きな影響を与えていることから、これらの動向についても中東地域のエネルギー輸送レジリエンスへの影響を把握するために必要な範囲で調査対象に含める。

第３条 調査実施の留意事項

（１） 基礎的情報収集を重視した調査の実施

本調査は、中東地域におけるエネルギー輸送レジリエンス及び関連インフラの現状について、既存文献、公開統計、各種報告書及び関係者ヒアリング等を通じて基礎的情報を収集し整理することを主眼とする。調査の実施に当たっては、限られた調査期間及び投入人月を踏まえ、地域全体の動向把握及び主要事項の整理を中心とした効率的な調査を行う。[7]

（２） 広域的かつ網羅的な視点による情報整理

本調査は、中東地域におけるエネルギー輸送構造の全体像を把握することを重視[8]し、特定の国、輸送ルート又はインフラに関する個別・詳細分析よりも、広域的かつ網羅的な観点から情報を整理する。調査に当たっては、主要な輸送ルート、パイプライン、港湾・輸出ターミナル等の関連インフラの状況並びに各国の政策動向等について、中東地域全体を俯瞰できる形で整理する。

また、対象地域は第２条に定める中東諸国を基本とし、地域全体の現状及び課題が俯瞰的に把握できるよう情報を整理する。その際、中東地域のエネルギー輸送レジリエンスを検討する上で重要な海上交通の要衝についても必要な範囲で取り扱い、特にバブ・エル・マンデブ海峡については、その地政学的な役割やリスクを踏まえ、エネルギー輸送レジリエンス上の現状及び課題を整理する。

なお、欧州、中央アジア、東南アジアその他の地域については、それらの地域自体を調査対象とするものではなく、中東地域のエネルギー輸送及び供給構造との関係性を把握するために必要な範囲で取り扱う。

特に、エネルギー輸送インフラの整備・運用には、周辺国との外交関係、安全保障環境、国際協力の枠組み及び主要国の政策動向等の地政学的要因が大きく影響するこ

[7] 技術提案書において、調査期間及び投入人月を踏まえ、提案する調査内容・範囲の実現可能性が確認できるよう、具体的な実施体制及び作業工程を示すこと。

[8] 本業務の実施に当たっては、エネルギー安全保障に関する専門性に加え、国際情勢及び地政学的観点から分析・検討を行うことが可能な体制を確保すること。当該体制は、必ずしも専門家を業務従事者として配置することを求めるものではなく、必要に応じて地政学等に関する専門的知見を有する者から助言、レビュー等を受けられるバックアップ体制を含む。技術提案書において、当該体制及び専門的知見を確保する方法を示すこと。

とから、中東地域を取り巻く関係国及び国際機関の関与についても適切に整理し、エネルギー輸送ネットワークの形成及び発展に与える影響を把握する。

（3） 構想段階と実施段階の区分

中東地域におけるエネルギー輸送インフラには、構想段階、計画段階、建設段階及び稼働段階の案件が混在していることから、受注者は各案件の進捗状況及び実現状況を可能な限り確認し、それぞれを明確に区分して整理する。

特に、パイプライン、輸送回廊、港湾及び輸出ターミナル等に関する情報については、政策構想、政府間合意、事業計画、資金確保、建設工事及び運用開始等の段階を区別して整理し、将来的な構想と現時点で実施されている取組が混同されることのないよう留意する。また、構想段階又は計画段階にある案件については、その実現に向けた主要な前提条件、課題及び不確実性についても可能な範囲で整理する。

（4） 代替輸送ルートの整備・活用に係る課題の整理

ホルムズ海峡への依存低減に資する代替輸送ルートについては、既存ルートに加え、計画中又は構想段階にあるものについても、その整備・運用状況を整理する。輸送コスト、輸送能力、必要な投資等の経済的合理性に関わる要素を把握するとともに、計画・整備が進展していないものについては、その背景、阻害要因及び課題を整理する。

なお、個別ルートの詳細な事業性評価や定量的な経済性分析を行うことを目的とするものではなく、文献調査及び関係者へのヒアリング等を通じて把握可能な範囲で整理する。

（5） 域内・越境パイプラインに関する重点的な情報整理

本調査では、中東地域のエネルギー輸送構造及びホルムズ海峡依存リスクを把握する上で重要な域内及び越境パイプラインを重点項目として位置付ける[9]。調査に当たっては、主要パイプラインの輸送能力、接続関係、稼働状況及び整備計画等のインフラ面に加え、関係国間の外交関係、安全保障環境、制裁措置その他の地政学的要因がパイプラインの運用及び整備に与える影響についても整理する。

---

[9] 技術提案書において、本調査で対象とする既存及び構想・計画段階の主要な域内・越境パイプライン並びに代替輸送ルートを具体的に示し、中東地域のエネルギー輸送構造及びホルムズ海峡依存リスクの分析上の重要性を含め、その選定理由について提案すること。

構想又は計画段階にある主要なパイプラインについても情報を収集し、その位置付け及び課題を整理する。

（６） 機密性の高い情報の取扱い及び情報精度の確保

本調査の対象には、エネルギー安全保障、重要インフラ、外交・安全保障政策等に関する機密性の高い情報が含まれる可能性がある。このため、受注者は、相手国政府、関係機関、国際機関、民間事業者その他の関係者へのヒアリング及び情報収集に当たり、情報の取扱い及び守秘義務に十分配慮する。

また、調査結果の取りまとめに当たっては、公開資料のみに依拠することなく、日本国内の関係機関、有識者、現地関係者、各国政府公表資料、国際機関資料及び各種統計情報等、複数の情報源を活用し、相互に照合・検証を行うことにより、情報の信頼性及び妥当性の確保に努める[10]。

さらに、情報源によって内容に差異が認められる事項や、データの制約等により客観的な確認が困難な事項については、その内容及び情報の制約条件を明記した上で整理し、分析結果の解釈に必要な前提条件を併せて示す。

（７） 当該地域の情勢変化を踏まえた柔軟な分析

本調査は、イラクをはじめとする中東地域において、政治、外交、安全保障及び地域情勢が急速かつ流動的に変化する状況下で実施されることを踏まえ、受注者は、調査期間中に生じる関連動向を継続的に把握し、その内容及び影響について十分留意しながら調査を実施する。

また、分析及び情報整理に当たっては、情報の基準時点及び参照時点を明確にするとともに、確認された事実、政府等により公表されている計画・構想及び将来的な見通しやシナリオを区分して整理する。特に、地域情勢や国家間関係の変化がエネルギー輸送ルート、関連インフラ計画及び各国の政策方針に与える影響については、その時点で入手可能な情報に基づく分析であることを明示し、前提条件及び不確実性を併せて整理する。

（８） 我が国のエネルギー安全保障への示唆を踏まえた整理

本調査は、中東地域におけるエネルギー輸送レジリエンスの現状及び課題を把握することを主目的とするものであるが、我が国が原油の供給を中東地域に大きく依存し

[10] 技術提案書において、情報の信頼性及び精度を確保するため、事実関係及び情報の確度を多面的に確認・検証する方法、使用するデータベースその他の情報リソース並びに実施体制について具体的に提案すること。

ていることを踏まえ、調査結果の整理に当たっては、我が国のエネルギー安全保障との関係性についても留意する。

特に、ホルムズ海峡依存リスク、代替輸送ルートの整備動向、域内・越境パイプラインの役割及び主要輸出国の政策動向等については、我が国へのエネルギー供給の安定性に与え得る影響を概括的に整理する。

なお、本調査においては、我が国への個別的な影響分析や詳細な政策評価を行うことを目的とせず、今後の検討に資する示唆を得る観点からの整理に留める。

（9） 将来的な協力可能性を見据えた調査

協力可能性の検討に当たっては、JICA による協力のみならず、相手国政府、国際機関、地域機関、開発金融機関及び民間事業者等による支援や連携の可能性を含め、エネルギー輸送レジリエンスの向上に資する取組について幅広く情報を収集し、その方向性を整理する。

また、各協力可能性については、政策的優先度、実施体制、安全保障上の制約、関係国間の調整状況等を踏まえ、実現可能性及び検討の熟度を概括的に整理する。さらに、今後の詳細調査や追加的な検討が有益と考えられる事項についても併せて取りまとめる。

なお、協力可能性の整理に当たっては、具体的な案件形成を前提とするのではなく、今後の協力の方向性及び追加的な検討の必要性を把握する観点から整理する。

第４条 調査の内容

（1） インセプションレポートの作成

既存資料及び関連調査をレビューの上、本調査の実施方針、調査項目、情報収集・分析手法、実施工程等を整理し、インセプションレポートとして取りまとめる。

（2） 中東地域のエネルギー輸送構造及び供給体制の現状整理

中東地域におけるエネルギー安全保障の現状を把握するため、主要産油国の生産・輸出状況、輸出先市場、輸送ルート及び主要インフラの概要について情報収集及び整理を行う。また、石油の供給網並びに地域全体のエネルギー輸送構造について整理し、その特徴及び課題を把握する。

（3） ホルムズ海峡依存リスク及び輸送上の脆弱性の分析

中東地域における石油輸送のホルムズ海峡への依存状況を整理するとともに、過去の危機事例、地政学的リスク及び輸送障害発生時の影響について分析する。また、輸送ネットワーク上のボトルネック及びエネルギー供給レジリエンスの観点から見た課題を整理する。

（４） 代替輸送ルート及び関連インフラの整備動向の調査

ホルムズ海峡を代替又は補完する輸送手段として、域内・越境パイプライン、港湾、輸出ターミナル、積出基地及びタンカー輸送ネットワーク等の現状について整理する。また、既存インフラの拡張計画、新規整備計画及び再稼働計画について情報収集を行い、その進捗状況、実現可能性及び課題を整理する。

特に、トルコを結節点とする中東・欧州間のエネルギー輸送回廊並びに主要な越境パイプラインについて、その役割、地政学的意義及びエネルギー輸送ネットワークにおける位置付けを整理する。

（５） 各国及び関係機関の取組動向の整理

中東各国、国際機関、地域機関、主要援助国及び開発金融機関等によるエネルギー輸送レジリエンス向上に向けた政策、計画及び関連支援の動向を整理する。また、主要関係者の役割及び関与状況について把握する[11]。調査は公開情報等による情報収集を基本とし、必要に応じて関係者へのヒアリング等による情報収集を行う。

なお、調査の実施上必要と判断される場合には、ローカルコンサルタント等の現地人材を特殊傭人として傭上することを可とする。現地人材を傭上する場合は、調査対象地域の一部が外務省渡航情報危険レベル 3 以上又は JICA 安全対策措置による渡航禁止地域に該当することを踏まえ、JICA 現地事務所、中東第二課及び安全管理部との情報共有を密にし、安全確保[12]に努める。

（６） エネルギー輸送レジリエンスに関する課題及び示唆の整理

前各号の調査結果を踏まえ、中東地域におけるエネルギー輸送レジリエンス上の主要課題を整理する。また、ホルムズ海峡依存リスク、代替輸送ルート及び主要インフラの動向について、我が国のエネルギー安全保障の観点から得られる示唆を概括的に整理する。

---

[11] 技術提案書において、本調査に係る情報収集・ヒアリングの対象として想定する機関・関係者について具体的に提案すること。（提案段階で協力依頼等の約束がなされている必要はない。）

[12] 第３章 技術提案書作成要領 1.（6）安全管理 をご参照ください。

（7） 将来的な協力可能性の整理

上記調査結果を踏まえ、エネルギー輸送レジリエンスの向上に向けた協力ニーズ及び協力可能性について整理する。整理に当たっては、JICA による協力に加え、相手国政府、国際機関、地域機関、開発金融機関及び民間事業者等との連携可能性についても把握するとともに、実現可能性、優先度及び追加的な検討の必要性について概括的に整理する。

第５条 報告書等

本契約における報告書は以下のとおりとする。

（1） インセプションレポート

提出時期：業務開始後 2 週間を目途とする

内　　容：調査方針、実施体制、工程計画、情報収集・分析手法、主要論点、調査実施上の留意事項への対応方針、現地傭人の活動計画（傭上が予定される場合）

提出方法：電子データ

（2）ドラフトファイナルレポート

提出時期：契約履行期限の 20 日前まで

内　　容：調査結果、分析結果、今後の協力可能性及び追加的な検討事項に係る整理

（3）ファイナルレポート

提出時期：契約履行期限まで

内　　容：ドラフトファイナルレポートに対する発注者コメント等を反映した最終版

提出方法：電子データ（CD-R／1 部）、和文（製本／3 部）、英文（製本／3 部）

※ファイナルレポートには、中東地域におけるエネルギー輸送レジリエンスの現状及び課題、主要な分析結果並びに協力可能性及び追加的な検討事項に関する整理を含める。報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第６条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

報告書目次案

第１章　調査概要

1.1 調査の背景及び目的

1.2 調査対象地域及び対象国

1.3 調査方法

第２章　中東地域のエネルギー安全保障に関する現状

2.1 エネルギー需給及び輸送構造の概要

2.2 主要産油国の生産・輸出動向

2.3 主要な輸出先及び輸送ルート

2.4 地域全体のエネルギー輸送構造

第３章　ホルムズ海峡依存リスクの概況

3.1 石油輸送における依存度

3.2 ホルムズ危機がエネルギー市場及び物流に与えた影響

3.3 輸送上の脆弱性及び課題

第４章　代替輸送ルート及び関連インフラの現状

4.1 パイプライン等の代替輸送ルート

4.2 港湾・積出基地の整備状況

4.3 タンカー輸送ネットワーク

4.4 新規・拡張・再稼働計画の動向

4.5 トルコを結節点とするエネルギー輸送回廊

第５章　各国及び関係機関の取組動向

5.1 中東各国及び湾岸諸国等の取組

5.2 国際機関、米国、EU 等の政策動向
5.3 エネルギー輸送インフラへの投資動向
5.4 国際開発金融機関及び湾岸ドナーの動向

第 6 章　エネルギー輸送レジリエンスに係る分析
6.1 地政学リスクシナリオ別の影響分析
6.2 国別・輸送ルート別のリスクマトリクス
6.3 主要ボトルネックの抽出
6.4 ホルムズ海峡閉塞時の代替輸送ルート別余剰能力分析
6.5 エネルギー輸送レジリエンス上の優先課題の抽出

第 7 章　今後の協力可能性に係る考察
7.1 協力可能分野及び各種協力スキームの活用可能性の検討
7.2 実現可能性及び検討の熟度に関する整理
7.3 今後追加的な調査・検討が有益と考えられる事項

別紙２

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章「２．技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	国内および現地でのヒアリング予定者/機関（現地でのヒアリングについては実施予定がある場合）	第４条 （５）各国及び関係機関の取組動向の整理
2	限られた業務量の範囲内で効果的に調査目的を達成するための調査方針及び実施方法（調査で取り扱う主要パイプライン及び代替輸送ルート等の整理・分析アプローチを含む）	第３条 （１）基礎的情報収集を重視した調査の実施 （４）代替輸送ルートの整備・活用に係る課題の整理 （５）域内・越境パイプラインに関する重点的な情報整理
3	地政学的要因及び地域情勢の変化を踏まえた情報の整理・分析方法	第３条 （２）広域的かつ網羅的な視点による情報整理 （７）当該地域の情勢変化を踏まえた柔軟な分析

第３章　技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第２章　特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

１．技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

（１）業務の工程

「第２章　特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

（２）業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第２章　特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

（全体）２．００人月（業務従事者構成の検討に当たっては、エネルギー安全保障の専門性を持つ従事者を含めてください）

※　本調査では、現地渡航は想定していません。

※　業務期間については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙３技術提案書評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／○○　格付の目安（２号）】

１） 対象国及び類似地域：中東地域

２） 語学能力：英語

（４）配布資料／公開資料等

１）配付資料： なし

２）公開資料：

- JOGMEC『イラクの原油輸出パイプライン網の再構築-ホルムズ迂回輸送ルート現状と展望』2026 年 8 月 31 日
  (https://journal.jogmec.go.jp/content/300803426.pdf)
- 内閣官房 GX 実行推進室『エネルギー需要構造の強靭化に向けた我が国 GX の加速について』2026 年 8 月 26 日
  (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai17/shiryo1.pdf)
- 経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部資源開発課『化石燃料を巡る国際情勢等を踏まえた資源開発等の方向性について』2025 年 6 月 9 日
  (https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/pdf/024_03_00.pdf)
- 経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部燃料流通政策室『中東情勢を受けた経済産業省の対応について』2026 年 5 月
  (https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/pdf/046_03_00.pdf)
- 経済産業省資源エネルギー庁『エネルギーを巡る最近の動向について』2026 年 6 月
  (https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/2026/071/071_004.pdf)
- World Oil Transit Chokepoints, U.S Energy Information Administration (EIA)
  (https://hdl.handle.net/2344/0002001945)
- JOGMEC『ホルムズ海峡の迂回路「新東西パイプラインの現状と課題』』2026 年 6 月 4 日
  (https://journal.jogmec.go.jp/content/300801392.pdf)
- 資源・エネルギー庁「国際情勢を踏まえた 資源・エネルギーの安定的な確保のための 構造的対応に関する論点整理」2026 年 9 月
  (https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/pdf/20260930_1.pdf)

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

1）ローカルコンサルタントが、「外務省渡航情報危険レベル 3 以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」において業務を実施することが想定される場合は、ローカルコンサルタントと以下の対応について合意するようにしてください。

① ローカルコンサルタントは、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。

② ローカルコンサルタントは、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に受注者と連絡を取ることを確保する。

③ ローカルコンサルタントの対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入の間とする。

④ ローカルコンサルタントの現地での活動計画について、1 か月先までの活動計画書を常時受注者を通じて、JICA 中東・欧州部及び在外拠点担当者に共有する。

⑤ ローカルコンサルタントが、「外務省渡航情報危険レベル 3 以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」に渡航する場合は、渡航 1 ヵ月前までに渡航計画について受注者を通じて JICA 中東・欧州部及び当該国の在外拠点担当者に共有する。

⑥ ローカルコンサルタントの緊急連絡先は受注者を通じて JICA 中東・欧州部及び当該国の在外拠点担当者に共有する。

⑦ 本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、ローカルコンサルタントは

受注者を通じたJICAからの連絡に従う。また、ローカルコンサルタントが安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに受注者を通じJICA中東・欧州部及び当該国の在外拠点担当者に報告する。

２）ローカルコンサルタントが上記の安全対策を順守できるかどうか確認するため、傭上するローカルコンサルタントを決定する前段階で、JICA中東・欧州部にローカルコンサルタント候補の共有を行う。必要に応じて、JICAから同候補の評価や追加安全対策等助言をさせて頂く場合があることを了承する。

２．技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：エネルギー輸送、エネルギー安全保障、石油関連インフラに関連する調査業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

中東地域の地政学的情勢分析に係る専門性を有する者によるバックアップ体制の確保を奨励します。

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を合わせた記載分量は、10ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画」は不要です。なお、様式４－４の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（２）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

４）その他

相手国政府又はJICA（JICAの現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

３． 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL： https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）本案件に係る業務量の目途

上記１.（２）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（２）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第１章 入札の手続き」の「６.（３）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（４）定額計上について

本案件では定額計上はありません。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙３：技術提案書評価配点表

別紙３

技術提案書評価配点表

評　価　項　目	配　点
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**
（１）類似業務の経験	6
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3
イ）ワークライフバランス認定	1
２．業務の実施方針等	**(70)**
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
（２）作業計画等	(5)
ア）要員計画	－
イ）作業計画	5
３．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**
（１）業務主任者の経験・能力	**(20)**
１）業務主任者の経験・能力：　業務主任者／○○	**(20)**
ア）類似業務等の経験	10
イ）業務主任者等としての経験	4
ウ）語学力	4
エ）その他学位、資格等	2